

第140回群馬県医師会臨時代議員会 議事録要旨

日時 平成30年1月18日(木)14時30分～14時50分
場所 ホテル ラシーネ新前橋 葵

1. 開 会

(梅枝議長)・・・議席表のとおり

代議員総数72名に対し、出席者数68名、欠席者4名。

定款第25条第1項に定める定足数を超えたので会議成立。

議事録署名人として

北川泰久代議員(議席56番)、堀越健太郎代議員(議席67番)を指名。

1. 会長挨拶

・・・須藤会長

1. 議 事

第1号議案 公益社団法人群馬県医師会の入会金、会費及び負担金等規程 第2条(定義等)変更の件

・・・永山理事

日本医師会では、平成24年4月1日より、研修医の入会促進のため会費の減免(無料化)を実施しているが、日本医師会に入会するためには、郡市区医師会、都道府県医師会に入会していなければいけない。群馬県医師会には該当する研修医がいなかったため、研修医の減免を行っていなかったが、調査の結果、関東ブロック内で、この制度に対応していない医師会は群馬県と長野県だけということが分かった。今後の会員の状況を考え、現在の会員区分であるC会員(医師法に基づく臨床研修医等)を、C1会員(A・B・C2以外の会員)とC2会員(臨床研修医)に分けることで、受け皿を用意したい。

(質問なし)

(挙手多数)

(可 決)

第2号議案 公益社団法人群馬県医師会の入会金、会費及び負担金等規程 第7条(会費の減免返戻)変更の件

・・・永山理事

第1号議案と関連するが、現規程で会費減免の条件として規定されている「高齢(83歳以上)、疾病、出産育児、被災等」の中の「被災等」を、「その他特別な事由等」と変更することで、C2会員(臨床研修医)の会費減免化に対応したいと考える。

(質問なし)

(挙手多数)

(可 決)

第3号議案 公益社団法人群馬県医師会の入会金、会費及び負担金等規程
第9条(会費の使途)変更の件

・・・永山理事

公益法人に関わる規程の変更になります。公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)及び認定法施行規則に、会費は、原則50%を公益事業に使用すること、ただし、定款や規程等に定めることにより、当該法人の決めた割合に従い公益事業に使用することができるとしている。一方で、認定法第5条は、公益法人認定基準として、「公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること」(収支相償)と定めている。本会の会費に係る現規程は、「会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を、当該年度の公益目的事業に使用するものとする」としており、今後、想定外に公益目的事業の経常費用が減少した場合、収支相償の基準を満たせないことが起こり得る。現規程の「20%以上」のままでは法人運営に支障が出る可能性があるため、「5%以上」と変更したい。

(質問なし)

(挙手多数)

(可 決)

第4号議案 公益社団法人群馬県医師会の入会金、会費及び負担金等規程
第4条第1項(会費)変更の件

・・・永山理事

昭和63年以来会費の値上げを行わず医師会運営をしてきたが、平成18年度以降は財源不足が慢性的に続き、繰越金を取り崩しての運営となっている。10年間で約6千万円ほど取り崩している。公益法人として活動を行うためには、財務基盤の確立が喫緊の課題となる。そこで会費値上げのお願いをするわけですが、その主な理由としては、財務基盤強化、新事業・現事業内容拡充への対応、業務のOA化、会員情報、会費納入、妊婦健診、集金代行システム等の再構築等が挙げられる。そこで別表2会費の改正案として、A会員は5万円を3期毎に納入することとし、年間会費を15万円とする件についてご審議いただきたい。

(質問なし)

(挙手多数)

(可 決)

第5号議案 公益社団法人群馬県医師会役員の報酬及び退職慰労金に関する規程
第4条（本給）並びに第8条（退職慰労金支給額）変更の件

・・・永山理事

会員の皆様に会費値上げを受け入れていただくことに対し、我々役員も経費削減のため、役員報酬を約10%、また、役員退職慰労金年額を役員就任時まで遡って約10%削減することとしたい。よろしくご審議ください。

(質問なし)

(挙手多数)

(可 決)

1. 協 議

川島理代議員（議席2番）

協議ではないが、県医師会開催の会議開始時間や所要時間の見直しをお願いしたい。

・・・今泉理事

貴重なご意見ありがとうございます。今後、検討して参ります。

・・・須藤会長

提出議題を精査する等、善処して参ります。

1. 閉 会